

杉並区立学校感染症対策と
学校運営に関するガイドライン
(2学期以降年度末まで)

杉並区教育委員会
(令和2年7月)

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、杉並区立学校の感染症対策に関する考え方や、持続的な学校運営、感染者が出た場合の対応などを具体的に示し、これからの中の学校の「新しい日常」を定着させていくものである。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていく。さらに、コロナ禍という特殊事情の中、新しい発想の試みを工夫していく。なお、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があることに留意する。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

今後の教育活動に当たっても、教職員、児童生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが重要である。

そのため、学校内外において、以下4点の対策を講じることが重要である。

○以下の3つの密=「三密」（密閉・密集・密接）回避の徹底

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人が密集
- ③近距離での会話や発声

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避する。

○手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底

○日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認

○学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

I 持続的な学校運営について

1 感染症予防策の徹底

(1) 学校における感染症対策

ア 学校は、感染防止のための「三密」が同時に重なる場を避けるよう、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。

- ・教室等の換気の徹底

可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて対角線上に空気の流れを作ることが望ましいが、夏季においては熱中症予防も考慮し、1単位時間毎に1回は行う。体育館など天井が高く広い部屋でも、同様に換気を行う。窓のない部屋は、常時入口を開ける。冷暖房設備の使用時も定期的に換気を行う。換気の程度は、天候や教室の位置により異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。

- ・席の適切な配置により、密集を避ける。

イ 教室の温度・湿度については、空調・冷暖房設備等や衣服による温度調節を含めて、適切に管理する。

ウ 手洗い等については、校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置するなど、感染予防に努める。手指消毒剤により皮膚に過敏症状等を起こす場合は、石けんと流水での手洗いを十分に行う。

エ 咳エチケットの徹底として、校内への立ち入りの際は、常時マスクを着用することが望ましい。なお、高温・多湿の環境下における運動時には、マスクの着用は必要ない。気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。

オ 校内の清掃について

- ・日常的な校内清掃については、教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃する。消毒液については、次亜塩素酸ナトリウム希釀液を積極的に利用する。金属部分は消毒用アルコールが望ましい。なお、トイレの清掃については、区の定める実施方法により行う。

- ・感染が疑われる児童生徒の教室及びその者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム希釀液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。金属等の消毒には、消毒用アルコールを使用する。なお、次亜塩素酸ナトリウム希釀液の噴霧は有害であるため行わない。消毒・清掃に使用した使い捨て手袋等の場合は、二重にしたビニール袋に入れ袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。

(2) 児童生徒への健康指導

- ア 学校は、児童生徒に対し、こまめな手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスク着用等）の励行について指導する。手洗いの際に、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないように指導する。うがいは、のどの感染予防の一手段であるため、外から教室に入る時等できる範囲で行い、帰宅後の自宅での励行を指導する。
- イ 児童生徒には、自宅で、毎朝の検温と体調の変化等について「健康観察票」（別紙）に毎日記録し、保護者に確認をしてもらったものを登校時に担任等に提出するよう指導する。発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、学校へ連絡するなど保護者に協力を依頼する。
- ウ 自宅で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時、教室に入る前に、教室の入口等で非接触式電子温度計も活用して検温及び健康観察を行う。発熱等の症状がある場合は、養護教諭や校長と相談し、保護者に連絡して、帰宅を指示する。
- エ 登校後に、児童生徒に、発熱等の風邪症状がみられる場合は、サージカルマスクに付け替え、保護者に連絡して、安全に帰宅させる。強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、杉並区帰国者・接触者相談センターへ連絡し、受診先と受診方法を確認し、保護者に至急連絡して、緊急に受診をすすめる。
- オ 保護者等が来校し、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を避けるよう、別室（保健室の他に別室やコーナー等を設けて）で待機させるなどの配慮をする。別室等への移動は、できる限り人や物の接触を避け、マスクの上をハンカチ等で覆うなどして移動させる。別室等での見守りは、2メートル程度の距離を置いて様子を観察し、症状の急変などには、教職員で連携して対応する。特に、基礎疾患のある児童生徒には十分留意して観察する。別室での対応となることについては、事前に全児童生徒に指導しておく。
- カ 保護者には、できるだけ速やかに引き渡すとともに、かかりつけ医等への受診を促し、症状が消失するまでは自宅で休養するよう指導する。（その場合は、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。）発熱等の症状が4日以上続く場合は、杉並区帰国者・接触者相談センターへ相談をするように指導するとともに、受診や相談の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。
- キ 当該児童が学童クラブを利用する場合は、保護者の引き取りまで学校で待機させ、教職員は引き取り終了後に帰宅する。

(3) 教職員への健康指導

上記（2）については、教職員についても同様の扱いとする。

(4) 外部人材等について

- ア 学校協力者などの外部人材については、来校前に自宅で検温するよう依頼するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときは、学校での活動を中止する。また、こまめな手洗い、咳エチケット（マスクの着用等）の励行等については、教職員と同様の扱いとする。
- イ 保護者についても、学校公開や面談などで来校する際は、来校前に自宅で検温するよう依頼するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときは、来校を取止めるよう依頼する。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、区内の感染状況を踏まえながら、以下の点に配慮する。

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 教職員及び児童生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- イ 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童生徒間での使いまわしを極力避け、共用する場合には児童生徒が事前・事後の手洗いを徹底するよう指導する。
- ウ グループや少人数による話合い・教え合いなどの活動を行う場合は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなど、グループの人数に配慮して可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- エ 理科、生活科、図画工作科・美術科及び技術・家庭科等においては、実験や活動を行う際、窓を開け換気を十分に行い、1グループの人数を少なくするなど「三密」を避け実施する。
- オ 体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）、音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、家庭科における調理実習を行う場合は、可能な限り感染症対策を行った上で「三密」を避け、時間短縮や人数を制限するなど、リスクを低減しながら実施する。

(2) 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- ア 熱中症に留意するとともに、児童生徒の体力や健康状況を考慮して実施する。
- イ 感染リスクを避けるためには児童生徒の間隔を十分確保した上で、体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。
- ウ 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- エ 飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限り感染症対策を講じても児童生徒の安全を確保できないと判断する場合は、実施を控える。

(3) 学校行事

区内及び先方の感染状況を踏まえるとともに、感染症対策を十分に講じ、学校行事の重点化を図る。

ア 体育館等で全校集会や行事、学年を超えた活動を実施する場合

- ・児童生徒同士の間隔をおおむね1～2メートル確保する。
- ・2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- ・内容を精選し、全体の時間が長くならないように配慮する。

イ 宿泊を伴う校外学習について

- ・小学校移動教室については、令和2年度は実施しない。
- ・中学校2年生の菅平等移動教室を実施する場合は、感染状況を踏まえ、感染症対策を十分に講じる。
- ・中学校修学旅行を実施する場合は、感染状況を踏まえ、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」を参考に感染症対策を十分に講じる。

ウ 遠足、社会科見学（生活科）等の校外学習及び職場体験学習について

- ・遠足、社会科見学等を実施する場合は、感染状況を踏まえ、感染症対策を十分に講じる。貸切バス等を利用する場合には、室内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにすることを前提で一人1席ずつの座席利用を原則とする。なお、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」を参照する。
- ・職場体験学習については、原則令和2年度は実施しない。

エ 運動会について

- ・短時間で、参観者を制限するなど感染症対策を十分に講じた上で実施も可とする。体育科・保健体育科の授業の発展として、学年や学級での記録会の実施に替える等の工夫をしてもよい。

オ 避難訓練について

- ・避難訓練など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、短時間で実施するなど工夫して行う。

(4) その他の教育活動の実施について

休み時間も含め、「三密」が同時に重なる教育活動を避けた上で、感染拡大防止を行って実施する。なお、卒業式、入学式等の儀式的行事については、別途通知する。

ア 外部人材を講師とした学習活動について

- ・講師（地域協力者含む）を招いた授業等を行う場合は、感染症対策を十分に講じる。

イ 学校公開について

- ・学校公開を行う場合は、感染症対策を十分に講じる。なお、道徳授業地区公開講座の意見交換会等は、アンケートに替える等の工夫することも可能とする。

(5) 学校給食について

ア 配膳の際は、児童生徒が間隔を空け、会話を控えて並ぶなどの工夫を行う。配膳の前後は、静かに着席して待つ。

イ 児童生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは、喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に置き食後はすぐに装着する。

ウ 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」及び杉並区の「学校給食の手引き」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

エ 児童生徒及び教職員全員が給食前後の手洗いを徹底する。

オ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態は良好であるか、衛生的な服装(白衣・エプロン・帽子・マスク等)をしているか毎日点検する。

カ 食物アレルギー児の対応及び体制について校内で再確認し、適切に対応する。

(6) 学校保健について

ア 基準

- ・学校環境衛生基準に基づき適切な衛生状態が確保されるよう配慮し、学校環境衛生管理に努める。

イ 水質検査等

- ・飲料水の水質検査にあたっては、特に多めに放水した後、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味などを点検し、飲料水として異常がないことを確認する。また、冷水器についても、同様の点検を行う。なお、冷水機については、令和2年6月30日付け、2杉教第2923号「学校再開後の飲料水管理について」に基づき、適正に管理する。

ウ プールの衛生管理等

- ・児童生徒の定期健康診断が6月15日以降に実施されることに伴い、例年、学校薬剤師等が実施しているプールの水質検査は実施しない。
- ・プール施設等の清掃時期等については、令和2年6月16日付け、2杉教第2484号「令和2年度学校プールの清掃等について(通知)」のとおり。

エ 保健室での対応

- ・発熱、咳等の症状がある児童生徒については、感染が疑われる児童生徒として、別室等で対応する。いつでも対応できるよう簡易ベッド(診察台等)や椅子、ティッシュやビニール掛けしたゴミ箱等、校内環境を整えておく。

- ・感染が疑われる児童生徒が使用したリネン類は、単独で洗濯する。おう吐物や下痢等の排泄物が付着した場合は、おう吐物や排泄物を適切に除去した後に、次亜塩素酸ナトリウム希釀液浸漬後、洗濯する。除去しきれない場合は、二重にしたビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する（ノロウイルス感染症対策に準じる）。
- ・感染が疑われる児童生徒が鼻をかんだティッシュやマスク、応急処置に使用したビニール手袋等のごみの処理は、二重にしたビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。
- ・応急処置を行うためのマスク、ビニール手袋等の準備は、通常の感染症予防のための衛生用品として整えておく必要があるが、フェイスシールド、ディスポガウン等の防護用品は、おう吐物等の処理用にあらかじめ簡易な物を準備しておくと便利である。
- ・基本的には、感染が疑われる児童生徒には極力接触を避けて対応する。

（7）部活動

ア 活動内容

- ・「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針」を遵守した活動とする。（運動不足となっている生徒がいる可能性も考慮し、十分な準備運動や適切な休養日の設定には特に留意する。）
- ・生徒の体力や健康状態等を踏まえ、安全を最優先した活動計画とし、生徒の自主的・自発的な参加を尊重する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、都内及び区内の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ・身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）は可能な限り感染症対策を行った上で「三密」を避け、時間短縮や人数を制限するなど、リスクを低減しながら実施する。（歌唱、管楽器を用いた活動も同様とする。）

イ 練習試合、対外試合への参加及び合同部活

- ・対外試合や合同練習、合同部活については、生徒の体力や健康状態を考慮し、安全に実施できる期間を設けた上で実施・参加する。なお、これら、校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。
- ・練習試合、対外試合への参加及び合同部活の実施や参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意を得る。また、学校が責任をもって、会場への移動時や更衣室・会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。

ウ 感染防止対策

- ・部活動における基本的な感染防止対策は、本ガイドライン「1 感染予防策の徹底」に準ずる。

- ・体育館や武道場、教室など屋内で実施する活動については、その場所のドアや窓などを十分に開放し、十分な換気を行うとともに、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所や用具の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ・更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

エ その他

- ・部活動活性化事業受託事業者、外部指導員等とも活動内容等について調整を行った上で指導を行う。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員は生徒の体力、健康状態や部活動の実施状況を把握する。
- ・部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒、保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- ・活動内容や感染防止対策を保護者に周知するとともに、部活動での感染症罹患のリスクを心配する保護者の意向等により、部活動に参加しない生徒がいることを把握した場合は、自宅で取り組むことができる課題（トレーニングメニュー等）を与えるなど、可能な配慮を行う。

（8）保護者会、学校運営協議会等

ア 保護者会

- ・実施する場合においては、時間短縮、広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じる。

イ P T A総会等

- ・P T A役員・委員等選出及びP T A総会については、学校が実施するものではないが、現在の状況を踏まえながら、書面による役員・委員選出などの工夫を自校のP T A関係者に依頼する。
- ・実施する場合においては時間短縮、広い会場での実施、換気の徹底等を自校のP T A関係者に依頼する。

ウ 学校運営協議会、学校評議員会

- ・時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じた上で実施する。

エ 学校支援本部、放課後子ども教室、土曜日学校、青少年委員との連携活動

- ・会議を開催する場合は、時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等を、自校と連携している団体に依頼する。
- ・活動内容、使用会場、参加人数などについて、「三密」を防ぐ計画とするよう各団体に依頼する。
- ・放課後子ども教室や土曜日の活動、イベント、行事については、学校の状況を踏まえ

ながら計画・実施するよう自校と連携している団体に依頼する。

(9) 授業時数の考え方について

ア 各教科等の授業時数が新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、同規則に反するものとはされない。以下に示す対応方法を例示する。

- ・指導方法・指導体制や教材等の工夫改善など、授業等の質的な改善を図り、指導に必要な時間を実質的に確保する。
 - ・各教科等の年間指導計画・評価計画等を用いて、実施・改善の状況等を整えておく。
- イ 長期休業期間の短縮や土曜授業の月2回までの設定等の工夫により、授業時数を確保する。なお、土曜授業の設定については、児童生徒の心身の負担と教職員の勤務等について考慮する。

3 登校の判断

(1) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかつた場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかつた場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るようにする。その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も 多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。詳細は、東京都教育委員会からの通知が発出され次第、別途通知する。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所の要請に従い外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、

「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への指導

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族に対して

感染者や濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- ア 発達の段階に応じた未然防止の指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- イ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- ウ 児童生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（すぎなみいじめ電話レスキュー、ネット相談アプリ）に相談するよう、適宜周知する。

5 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する等の工夫をする。管理職は、毎日、教職員の体調・健康状況の把握に努める。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体

調が悪くなった場合はすぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

- (3) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (4) 勤務時間外においても、感染防止対策の徹底を図り健康管理に努める。

6 教職員の勤務・服務

原則、通常勤務とする。なお、詳細については、別途通知による。（都費教職員及び区費教員については都通知、区費職員については区通知に準ずる。）

II 臨時休業になる場合

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。また、学務課と済美教育センターへ報告する。報告等については、別途通知する。

(1) 児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、感染が判明した児童生徒の保護者や教職員及び学校関係者の本人等から、感染した旨の連絡を受けた場合、症状の有無や経過、学校内における活動の様態、接触者の多寡、感染経路の明否等について、保護者や本人等に確認を行い、以下の対応を行う。また、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、杉並保健所による調査に対し情報提供するとともに、感染者の行動範囲の消毒及び校内の濃厚接触者の特定について杉並保健所より指示を得る。

ア 児童生徒の感染が判明した場合

校長は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条（以下、「同法第 19 条」という。）に基づく「出席停止」の措置を取る。その期間は、杉並保健所の法的措置（就業制限）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

イ 教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、当該職員に対して、事故欠勤または病気休暇等を取得させ、学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置をとり、その期間は、居住地保健所の法的措置（就業制限）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

ウ 臨時休業の措置について

教育委員会は、児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条（以下、「同法第 20 条」という。）に基づき、臨時に、学校の全部又は一部の休業を実施する。その期間は、濃厚接触者が杉並保健所により特定され、校内の消毒が終えるまでの間（日数）とする。

エ 校内の消毒について

学校は、児童生徒や教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合には、杉並保健所及び学校薬剤師等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒液（0.05% 次亜塩素酸ナトリウム希釀液または消毒用アルコール等）で消毒する。

消毒できない箇所は、物の表面についてウイルスの生存期間（24～72 時間程度）を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も必要に応じて行う。

(2) 児童生徒、教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

校長は、児童生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されたという情報を得た場合は、以下の対応を行うとともに、本人等や保護者に、症状の有無や経過、学校内における活動の様態、接触者の多寡、感染経路の明否等について確認を行う。感染者の住所地の保健所による調査に対して情報提供する。

ア 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

校長は、同第19条に基づく「出席停止」の措置を取る。その期間は、杉並保健所の法的措置の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

イ 教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

校長は、当該職員に対して、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置をとり、学校関係者の場合には、校内への立入禁止の措置をとる。その期間は、居住地の保健所の法的措置の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

ウ 臨時休業の措置について

原則として、同法第20条に基づく臨時休業は実施しない。

エ 校内の消毒について

症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とする。

ただし、校内での感染が判明した場合には、（1）の対応とする。

2 臨時休業中の児童生徒への支援

（1）生活面・健康面

ア 全ての児童生徒の心身の健康状態や日頃の様子等の丁寧な把握に努め、同時双方向型のオンライン・ホームルームや電話連絡等により児童生徒とコミュニケーションを取る。

イ 学校・家庭・地域が連携して、「子どもが安心して相談できる環境」を構築し、全ての児童生徒に、どんな小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、学校ホームページや電話連絡等を通じて、周知する。

ウ 配慮を要する児童生徒（不登校傾向、児童虐待等）については、変化を捉えにくい傾向があることを踏まえ、必ず1週間に1回以上、健康状況や日常生活の様子を聞き取るなどして、その中で変化を捉えられるよう工夫するとともに、必要に応じて子ども家庭支援センター等、関係機関と連携して対応する。

エ 度重なる臨時休業により、心的負担の多い児童生徒（不安感が強まる、環境の変化へ対応が難しい等）が存在すると考えられるため、学校での相談体制の充実を図る。例えば、養護教諭等やスクールカウンセラーによる学校電話相談の開設や学校ホームページを活用したメッセージの配信などを行う。なお、電話等での相談で解決が難しい場合は、感染症対策を徹底した上で、保護者の同意を得て、直接対面での相談等を行うことがあることとする。

(2) 学習面

- ア 指導計画・評価計画を踏まえ、各教科等において教科書及びそれと併用できる教材等に基づく学習課題をこまめに課すように努める。その際、学習計画表等とともに、数日単位や週単位で周知する。
- イ 学習課題は、プリント、探究的な学習（調べ学習）、動画の視聴、実技等を組み合わせ、児童生徒の主体的な学びを充実させる。
- ウ 学習課題は、学校ホームページ、メール連絡システム（すぐメール）、動画配信システム、原則保護者に来校いただき渡す等の方法を組み合わせて確実に提供する。
- エ 児童生徒への必要な教材等の引渡し及び課題の提出・受取りが必要な場合は、次の点に留意し、原則として保護者に対して行う。
- ・日時を分散させた受渡日や期間を設定するなど密集しないようにする。
 - ・保護者が子どもと一緒に来校するなど、複数人での来校とならないようにする。
 - ・校庭または扉や窓を開放した体育館を受け渡し場所とするなど、密室とならないよう換気が十分行える場所で行う。
 - ・保護者同士の接触機会（密接）を極力無くすよう、動線を想定して順路の表示を行う。
- オ 同時双方向型のオンライン・ホームルームを通じて、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう取組状況の確認と支援を行う。

（参考）本ガイドラインにおける関連通知

区通知（令和2年3月24日31杉教第11398号）

国通知

- 「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について（通知）」及び同通知別添1・2（新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン）（令和2年3月24日元文科初第1780号）※ガイドライン変更有（令和2年4月17日2文科初第137号）
- 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日2文科初第222号）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（令和2年5月15日2文科初第265号）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）（2020.6.16Ver.2）

都通知

- 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～（令和2年5月28日、6月19日）

区通知

- 「新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の学校の対応について」（令和2年6月22日2杉教第2608号）